



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

（薬事衛生課） 2

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

（建築住宅課） 9

公布された条例等のあらまし**◇食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（規則第27号）**

1 規則の概要

- (1) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときの届出書及び危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行うときの届出書の様式を定めることとした。（第4条・第9号様式・第10号様式関係）
- (2) 保健所長又は食肉衛生検査所長は、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときの届出書を受理したときは、基準を遵守していることを確認した上で、危害分析・重要管理点方式導入届済証を交付するものとした。（第5条第1項・第13号様式関係）
- (3) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときの届出書を提出した者は、届出書の内容に変更があったときは、変更事項に係る届出書を保健所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならないこととした。（第5条第2項・第14号様式関係）
- (4) (3)の場合において、危害分析・重要管理点方式届済証の記載事項に変更がある場合は、危害分析・重要管理点方式届済証を添えて提出しなければならないこととした。（第5条第3項関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

- (1) 名簿等の閲覧時間の改正（第6条関係）
- (2) 宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規**則**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和38年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号中「第10号様式」を「第12号様式」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第9号様式」を「第11号様式」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 条例第2条の2第1項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うときの届出書 第9号様式
- (8) 条例第2条の2第2項の規定による危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行うときの届出書 第10号様式

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（危害分析・重要管理点方式導入届済証等）

第5条 保健所長又は食肉衛生検査所長は、前条第7号に規定する届出書を受理したときは、当該届出書を提出した者が条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定を遵守していることを確認した上で、当該提出した者に

対し、第13号様式による届済証を交付するものとする。

2 前条第7号の届出書を提出した者は、当該届出書の内容に変更があったときは、第14号様式による届出書を保健所長又は食肉衛生検査所長に提出しなければならない。ただし、条例別表第1の第1の2及び同表の第5の1から3までの規定に係る事項を変更するときは、あらかじめ第14号様式による届出書を提出し、保健所長又は食肉衛生検査所長の確認を受けるものとする。

3 前項の場合において、第1項の規定により交付された届済証の記載事項に変更がある場合は、第14号様式による届出書に、当該届済証を添えて提出しなければならない。この場合において、保健所長又は食肉衛生検査所長は、当該届済証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

第10号様式を第12号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第13号様式（第5条関係）

第 号

危害分析・重要管理点方式導入届済証

氏名

〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）第2条の2第1項の規定により、
付けで届出のあつた危害分析・重要管理点方式導入届出書について、これを受理します。

年 月 日

年 月 日

島根県 保健所長 氏
(島根県食肉衛生検査所長)

名 印

1 営業所の所在地

2 営業所の名称

3 営業の種類

4 危害分析・重要管理点方式により
衛生管理を行う食品の種類

第14号様式（第5条関係）

年 月 日

島根県 保健所長 様
 （島根県食肉衛生検査所長）

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、その主たる事務所
 の所在地、名称及び代表者の氏名

危害分析・重要管理点方式導入届出書変更届

下記のとおり危害分析・重要管理点方式導入届出書の記載事項について変更した（変更する）ので、食品衛生法施行細則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1	営 業 所	所 在 地	
		名 称	
2	危害分析・重要管理点方式導入届済証の年月日及び番号	年 月 日	第 号
3	変 更 内 容	変 更 事 項	
		変 更 前	
		変 更 後	
4	変 更 （ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日	

添付書類 危害分析・重要管理点方式導入届済証（危害分析・重要管理点方式導入届済証の記載事項に変更がある場合に限る。）

第 9 号様式を第11号様式とし、第 8 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第9号様式（第4条関係）

年 月 日

島根県 保健所長 様
 （島根県食肉衛生検査所長）

住 所

届出者

氏 名

法人にあつては、その主たる事務所
 の所在地、名称及び代表者の氏名

危害分析・重要管理点方式導入届出書

下記のとおり、危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行うので、食品衛生法施行条例第2条の2第1項の規定により届け出ます。

記

1	営 業 所	所 在 地	
		名 称	
2	営 業 の 種 類 （ 種 別 及 び 種 目 ）		
3	危害分析・重要管理点方式により衛生管理を行う食品の種類		

- 添付書類
- 1 危害分析・重要管理点方式の班の編成に係る資料
 - 2 製品説明書
 - 3 製造工程一覧図
 - 4 営業所の図面
 - 5 危害要因リスト
 - 6 別の制度によるHACCPに係る認証を受けている場合は、それを証明する書類の写し

第10号様式（第4条関係）

年 月 日

島根県 保健所長 様
 （島根県食肉衛生検査所長）

住 所
 届出者
 氏 名
 「法人にあつては、その主たる事務所
 の所在地、名称及び代表者の氏名」

危害分析・重要管理点方式廃止届出書

下記のとおり、危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行うので、食品衛生法施行条例第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1	営 業 所	所 在 地	
		名 称	
2	営 業 の 種 類 （種別及び種目）		
3	危害分析・重要管理点方式導入 届済証の年月日及び番号		年 月 日 第 号
4	廃 止 年 月 日		年 月 日
5	廃 止 の 理 由		

添付書類 危害分析・重要管理点方式導入届済証

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成18年島根県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第15条第1項」を「第31条の3第1項」に、「取引主任者（）」を「宅地建物取引士（）」に、「専任取引主任者」を「専任宅地建物取引士」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第2号中「専任取引主任者」を「専任宅地建物取引士」に改める。

第5条第1号中「専任取引主任者」を「専任宅地建物取引士」に改める。

第6条第2項中「前条」を「法第9条」に改め、同条第3項中「午後零時15分」を「正午」に改める。

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条の見出しを「（宅地建物取引士資格登録簿変更申請の添付書類）」に改める。

第11条の見出しを「（宅地建物取引士資格登録簿削除申請の様式）」に改め、同条中「宅地建物取引主任者資格登録簿削除」を「登録の削除」に改める。

様式第1号中「宅地建物取引主任者資格登録簿削除申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿削除申請書」に、「宅地建物取引主任者資格登録の」を「宅地建物取引士資格登録の」に改める。

様式第5号中「宅地建物取引主任者資格」を「宅地建物取引士資格」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。